

Title	J・H・G・フォン・ユスティとベルリンの啓蒙主義者たち
Sub Title	J. H. G. von Justi und die Berliner Aufklärer
Author	赤沢, 元務(Akazawa, Motomu)
Publisher	慶應義塾大学藝文学会
Publication year	1992
Jtitle	藝文研究 (The geibun-kenkyu : journal of arts and letters). Vol.60, (1992. 3) ,p.60- 74
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	中田美喜教授追悼論文集
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00072643-00600001-0060">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00072643-00600001-0060</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

J・H・G・フォン・ユステイと

## ベルリンの啓蒙主義者たち

赤沢元務

一七六二年の三月、プロイセン王フリードリヒ二世に宛てた一通の告発状<sup>(1)</sup>がベルリンの枢密院に届いた。告発者は著名な政経学者ヨハン・ハインリヒ・ゴットロープ・フォン・ユステイ、そして告発の相手は『最新の文学に關する書簡』の発行人及び執筆者、すなわちフリードリヒ・ニコライ、モーゼス・メンデルスゾーン、レッシングらベルリンの啓蒙主義者と呼ばれる人たちであった。もともとレッシングの発案になるこの画期的な文芸書評誌の、ユステイはつまりその発禁処分を求め王に直訴に及んだのである。

彼はおおむね次のように書いた。——『文学書簡』の執筆者は書籍商のニコライと、モーゼスとかいうあるユダヤ人らしいが、彼らは利欲にかられた邪な考えから、国内外の第一級の有名な文人、学者たち（ヴォルテール、フォン・モーザー、クラマー、ルソー、ゴットシェート等）を学問世界にあっては前代未聞の不遜、無恥、無責任さでもって攻撃、嘲笑している。いや、『*Œuvres diverses du Philosophe de Sanssouci*』の高邁なる作者、王その人に対してまでも不敬の言辭を弄している始末である。同様に宗教に關しても彼らの言動は愚かしく、わけても黙視しがたいのは、イエ

ス・キリストに対しきわめて侮蔑的な言葉遣いをしていふことである。これはおそらくユダヤ人モーゼスの筆になるのであるが、由々しい問題ではある。そして最後の重要な点は、プロイセンには歴とした検閲の法があるにもかかわらず、『文学書簡』がそれを犯して出版されていることである。以上のことはプロイセンの国家としての信用にもかかわってくる事柄であつて、私ことユステイは密告者、告発者としてではなく、善良なる一市民として愛国の至情から、この不正に終止符の打たれんことを強く希望するものである。――

フリードリヒはこのとき七年戦争のためにベルリンには不在であつた。しかし当時すでに王の信任も厚かつたらしいユステイのこの告発状は絶大の威力を發揮した。枢密院においては異例の速さで『文学書簡』の出版禁止が決議され、すでに三月の十八日にはニコライのもとに検事総長からの封印された禁止令状が届いている。この禁令を破れば百ターラーの罰金刑に処すという、これは形の上では王命であつて、ニコライは文字通り驚倒させられたようである。またメンドルスゾーンは当局に出頭を命じられ、特別に事情聴取を受けた。ところが、この禁止令はこれまた異例の速やかさでもって解除された。それは何と五日間しか続かなかつたのである。ニコライによれば理由は簡単であつて、『文学書簡』は発刊当初からその都度検閲官のもとに提出され、出版の法的認可を受けていたのである。そしてユステイの側にはそれ以外にも、レッスンとメンドルスゾーンを取り違えるなど、いくつかの事実誤認があつたばかりか、彼の告発状は、最大のとは言わないうまでも、その直接的理由の一つは、彼自身のある著作が『文学書簡』のなかで酷評されたことにもあつたらしいのである。

こうなるとユステイの立場は当然不利になつてくる。事実、後世の評価の場においても、ことにニコライが一八〇七年にこの発禁事件を回想して一文を草し、個人的復讐のために枢密院をも誑かす「山師的学者」(ein gelehrter<sup>2</sup>)

(Abenteurer) という風にユステイを描いてからは、彼は黙殺されるのでなければ、その評価は従来あまり芳しいものではなかった。今日でもある文芸史家は、レッシングと神学論争上の大立ち回りを演じたあの神学者ゲツェとユステイを同類視しながら、思想と出版の自由のために闘うベルリンの啓蒙主義者の敵、「保守的反啓蒙主義者」のレッテルを彼に貼り付けている。が、しかしこのユステイ評価ははたして事実を正確を反映しているものであろうか。

ユステイはたしかに一見「山師的」と見られなくもないが、彼の生涯はしかしじつはいまだに多くが謎に包まれたままであって、その解明は今後の実証的研究に俟たざるをえないのが現状である。彼が一七一七年の生まれであるという単純な事実ですら、それが判明したのはやっと今世紀に入ってからである。ただ、彼の著作歴の方は匿名のものも含め、これは幸いにも現在比較的是っきりしている。以下、学者、著作家としてのユステイ紹介の一便法として、発禁事件あたりまでのその跡をまづごく簡単に辿っておきたい。

一七四五年刊の『詩人の島』、このアレゴリー風の諷刺文学が政経学者ユステイの処女作であった。もっともこの作品は魅力的な題名とは裏腹にかなり退屈な代物であるが、それでもあのゴットシェートをはじめ、同時代人はこれを高く評価したようである。ユステイはこの成功に意を強くしたらしく、同じ年に月刊誌『理性的魂の楽しみ』を創刊し、自ら種々の文学的、学問的文章を発表した。その創刊号の巻頭を飾ったのは『学問上の流行』という、やはり諷刺作品である。ところで、ライプニッツ生誕百年の前年にあたるこの四五年に、ベルリン科学アカデミーはモナド論に関する懸賞論文の募集を行なった。ユステイは何とこれにも挑戦し、『モナドの無価値と無根拠』という刺激的な論文で四七年に見事賞金を獲得したのである。これは当時のドイツ学問界にあってはセンセーショナルな一大事件であつたらしい。老

哲学者ヴォルフは不快の情をあらわにした。一方、青年レッシングはこのアカデミー事件を彼の喜劇『若き学者』（一七四七）のなかに早速取り入れ、一つの興味深いプロットに仕立てている。<sup>(5)</sup>なお、ユスティの注目すべき論文『宗教の衰退及び自由思想蔓延の諸原因』もこの頃の作である。

一七五〇年にはしかし、それまでザンガーハウゼンの一法律顧問にすぎなかったユスティは突如ウィーンという大舞台に登場する。すなわちその新設のリッターアカデミー、レレジアーヌムの教授に抜擢され、修辞学と経済学を講じることになったのである。『良きドイツ語文体のための指針』と『国家経済学』はこのときの講義から生まれた著作である。前者は、主に将来公職に就く貴族の子弟のための作文指南であり、ことに第二部実践篇は豊富な文章例ゆえにその意義は大きかっただろう。また後者は、あのオーストリアの啓蒙主義者ゾネンフェルスによっても後にウィーン大学で講義用テキストとして使用されたものである。ユスティはこの時期、鉱山学者としても耳目をひく活動をしているが、このウィーン時代は長くは続かなかった。

すでに五四年には、ユスティの新しい雑誌『自然学と人間の社会生活のための新たな真実』がライプツィヒで刊行されている。そして翌五五年には、『アルプス』の詩人ハラールの仲介とフォン・ミュンヒハウゼンの推挽があるいはあつてのことだろう、ユスティはOber-Policey-Commissariusの資格でゲッティンゲンに紹聘された。彼はここでも大学で経済学や自然学を講じ、著作の方も『行政学原理』、『全鉱物界の概略』等を著わしたが、そのかたわら、いや本業の行政官としても斬新な企画によって特筆すべき仕事を残している。すなわち毎週二回、『ゲッティンゲン行政広報』を発行し、生産者階級(Nahrungstand)のために有益な情報、知識を提供したのである。だが五七年にはこのゲッティンゲンも去らざるをえなくなり、その後一時期コペンハーゲンで植民監督官のような職にあつたが、七年戦争の後、プロイセ

ンの鉱山監督局長という要職に就くまでは、自由な学者としてもっぱら著作に専念していたようである。

この時期、五八年から六一年（までにいまはかぎる）のあいだに出版されたユステイの著書はまさに汗牛充棟の感がある。『寓話と物語』、『諧謔・諷刺文集』三巻、『道徳・哲学論集』二巻、『歴史・法学論集』二巻、『化学論文集成』二巻、『経済論集』二巻——これらは大体が既発表の文章を新たに編んだものであるが、さらには『ヨーロッパの均衡というキメラ』、『国家の自然と本質』、『国家の力と幸福のための基盤・行政学詳論』二巻等々の著作をユステイは矢継ぎ早に発表した。そしてこれら一連の著作のなかに、じつは二部からなる問題の書『まことの』、そして偽りの政治の影響・エジプト王プサミティクスとその時代の物語』（一七五九—六〇）も含まれていた。『文学書簡』のなかで酷評されたのはこの長篇小説『プサミティクス』だったのである。

『プサミティクス』の書評は第一九六—一九八書簡として『文学書簡』に掲載されたもので、その匿名の筆者は若冠二十三歳の新進の批評家トーマス・アプトだった。

「一七五九年版エジプトのバニーゼをあなたはおそらくこのドイツで予期していなかったでしょう。ところがその彼女が、男装をしてですが現れたのです。フォン・ユステイ氏は、著作の内容の良さではなく、その量によって有名になったので、いやそればかりか、批評の牙にとつてはこうも多くの巻数を噛み砕くのはあまりに困難なために、それから守られてきたのですが、このユステイ氏から新バニーゼも生まれたのです。きつと陣痛を引き起こしたりはしなかったでしょうからね。彼女はいまやプサミティクスの名前で世間をうろつき、自分の名声は疲れを知らない父親がすぐにも八折版で守ってくれると、こう鼻にかけてもいます。」<sup>(6)</sup>

おそらく先輩レッシングの書評にも学んだのだろう。なかなか機知に富む、そして辛辣な書き出しであるが、アプトの「批評の牙」はしかし何はさておきユステイの文章、文体に対し挑みかかる。それは曆物語の文体、いやもっと単調、「吐き気を催させるほどに締めりがなく、われらが言葉の天才が自らを表わさんとするのに用いるあらゆる表現に欠け、全紙を埋める以外のいかなる術にも欠けています。」<sup>(7)</sup>アプトはこのように情け容赦なく噛みついた。

たしかにユステイは文学的、詩的表現の才はあまり持ち合わせていなかったかもしれない。また文章の彫琢ということにも彼はいく分無頓着なところがあつた。しかしながら『良きドイツ語文体のための指針』の著者であり、フランス人に「ドイツのビュッフォン」とまで呼ばれたユステイの文章は、軽やかで読みやすく、客観的で気取りがなく、潑刺としていて気持ちのよい魅力的な文体ということ、一般にはきわめて高い評価を得ていたのである。小説とはいへ、この文体に関しては『プサミティクス』も完全な例外ではなかっただろう。ニコライですら『プサミティクス』の文体には比較的甘い点を付けている。ではアプトの文体はどうであつたのか。彼の文章のぜい肉は当時ニコライが削り落としていたということであるが、それは別にしても、同時代のある批評家はたとえばこう述べている。「アプトの文体は不自然で気取っていて、セネカの雛型に合わせて裁断されており、しばしば熱弁調で、不必要に洒落る」<sup>(8)</sup>と。事実、アプトはつねにオリジナルであろうとするあまり、表現においても奇抜さに走るきらいがなくもなかったのである。もっともここはアプトの文体批判が目的ではない。ただ言いたいのは、文章の技巧派アプトと自然派ユステイとは体質的なまでに文体の好みが変わっていたのであり、この文体好尚の違いがアプトの『プサミティクス』評価を大きく左右したのではないかということである。「フォン・ユステイ氏は、著作の内容の良さではなく、その量によって」云々も、アプトが「不必要に洒落」たがための表現であろう。いずれにせよ事実ではない。

ユステイは『プサミティクス』第二部（これをアプトは読んでいないし、その気もまったくなかった）の序において、この作品を手がけた第一の目的は、「人類にとって危険な誤った政治を、それに事実見合った醜悪な色調で描き出すことにあつた」<sup>(9)</sup>と述べている。彼はつまり政経学者としてヨーロッパの現実の政治状況を見据えながら、歴史に材を借りて政治的啓蒙のための「国家小説」(Staatsroman)を書こうとしたのである。もちろん『プサミティクス』においてその意図が十分に活かされたとは思われない。『プサミティクス』はバロック小説と見紛う点多く、アプトがツィグラーの『アジアのバニーゼ』を想起したのも無理はなかった。しかし『バニーゼ』は一七七〇年にも新たな版で出ており、他方、ヴィーラントの『黄金の鏡』、ハラーの『ウーゾング』等の国家小説はまだ書かれていなかったことも考え合わせれば、『プサミティクス』は相応の積極的評価を受けてしかるべき作品ではなかったか。それをアプトは、どこまでも凡庸で劣悪、どうにも救いようがないという風に全面的に否定し去らんとしたのであるが、彼のこの書評は、その批評の態度も含め、少なくともニコライのように「正当」とは評しかねるのである。<sup>(10)</sup>

ところで、ユステイが一時的 Ober-Policey-Commissarius という行政官の職にあつたことは先述のとおりであるが、じつはウィーン時代に彼は宮廷検閲委員会のメンバーとして実際に検閲の仕事に携わっていたこともあり、検閲に関してはいわばその道の専門家であった。それもあつてかユステイはこの問題については様々な機会に論じているけれども、彼の見解が一番まとまった形で見られるのは、発禁事件の前年、一七六一年に刊行された『国家の力と幸福のための基盤・行政学詳論』第二巻においてであろう。そこには「書物の検閲について」と題する一章が特別に設けられ、「検閲の三原則」ということが謳われている。宗教にとって、道徳にとって、国家と君主にとって危険な書物でないかどうか。



これが「三原則」の骨子である。しかしもちろんこれだけでは別段取り立てて云々するまでもない。が、ユステイはそれに肉付けしながらさらにこうも述べているのである。

宗教とはいえ、宗派間の論争の書、教義に対する理性的疑念の表明、あるいはいかに激しい表現で批判しようとする支派的宗教に対する神学者の著作等は禁止されるべきではない。そうした世俗的手段に訴えるのは独裁的な宗教だけであらう。そもそも光を恐れ、自らの教義を弁護しえないような宗教、自ら信じるところをあえて考究し疑うことをしない信仰は惨めなものである。宗教にとって危険な書とは、それゆえただキリスト教の真理の総体を冒瀆、嘲弄しようとする書物にかぎられる。また道徳に関しても、それをあまり厳密に解する必要はない。でなければ大抵の小説、詩などは没収の憂き目を見るであらうし、書店の本も三分の二ほどは店頭から姿を消していまい、多くの人から罪のない楽しみを奪うことになろう。没収すべきは、有用で理性的な目的とは一切没交渉の、ただ背徳の快楽を喚起するためにのみ書かれた書物である。ただし無闇に好奇心を刺激させないために例を挙げることは差し控える(ユステイ)。そして第三の原則についても、君主と国家の権能に対し異義申し立てをする書物、あらゆる提言及び建白書の類は、著者の愛国的意図が窺えるならば禁止されるべきではない。君主と国家の権能は禁止、没収の手段によってではなく、正当なる理由をもって弁護されねばならない。いや、自ら思考する理性的人間を統治し、彼らの幸福を目的とする政府はそうした方法を取らないものである。国家にとって危険な書とは、要するに毒を含んだ誹謗によってすべての政策を貶め、臣民の心に不信と嫌悪の情を植えつけ、国家の紐帯を破壊しようという意図に充ちた書物である。なお、国家の絆と安寧は、君主の聖なる人格に寄せる臣民の畏敬の念の上に成立しているから、それに反する不敬の書は禁書となるべきである。ただし宰相、大臣に関してはそのかぎりではない。

以上がユスティのいう「検閲の三原則」の具体的な姿である。ここに何か、「検閲官」、「行政官」といったことばから連想される保守・反動的な精神のこわばりのようなものが認められるだろうか。いまだに封建的な領邦国家であった当時のドイツ、いや、その後の検閲の歴史を振り返って見ても、ユスティのこの「検閲」解釈はきわめて柔軟、むしろ自由で進歩的なものではなかったか。彼はここで検閲を論じながら、しかし同時に思想と出版の自由を大胆に擁護しているのである。「厳格な検閲に私ほど反対の人間は、あるいはほかにいないかもしれない」<sup>(12)</sup>、こうまで彼は言い切っているが、この言はたんなるポーズでは決してなかった。その証拠にユスティ自身、検閲を受ける側の著述家として思想と出版の自由を最大限に活用し、そのためにまた自ら迫害の危険に身を晒してもいたのである。次に紹介する事柄は、その顕著な一例ともなろう。

ユスティの超人的健筆ぶりにはまったく驚嘆のほかないのであるが、『プサミティクス』、『行政学詳論』の二大著とほぼ同時並行的に、ユスティはこの時期の彼を知る上でもきわめて重要なもう一つの著作を書き進めていた。諷刺的手法をも用いた書簡体形式の作品『フォン・ブリュール伯爵の生涯と人物』がすなわちそれである。ザクセンの宰相ブリュールは、いわゆるミニストリスマスとして君主以上の権勢をほしひままにし、自己と一族の豪奢のためにはザクセンの財政を破綻させても意に介さなかったと伝えられている人物であるが、作品『ブリュール』はその彼の悪辣さ、悪政ぶりを白日のもとに曝した痛烈きわまる弾劾の書であったのである。ブリュール、ザクセンの宮廷そしてオーストリア家はもちろん黙って手を拱いてはいなかった。『ブリュール』はただちに禁書処分、そして没収、いや六〇年の九月二十四日には、帝国直属の自由都市ハンブルクで刑吏の手によって公然と焚書にされた。だが著者も相当に豪胆であった

のだろう。彼は五日後の二十九日付でもって『読者への書簡・ブリュール伯爵の生涯と人物と題して世に出た書簡集の筆者より』という小冊子を発表し、その焚書に対しこのような揶揄の言でもって応じている。「もしや、焚書が恥辱であり懲罰であるともいえるのだろうか。おお！これまで数多のすぐれた書物が焚書にされてきたために、この措置は書物に対する先入見をすら呼び起こしはしないのだ。それは報復のつもりなのだろうか。情けない子供じみた報復だ。報復しようと思う当の相手はそれで何の痛痒も感じはしないのだから。」ユスティは実際ほとんど「痛痒」を感じなかったようである。翌六一年には「第二部」と称して『ブリュール』の続篇を著わし、その序言においても、もしこの第二部をも焚書にしようものなら、「第三部でもってこの愚かしくも無意味な怒りを懲らしめる」と逆に嚇しをかけているほどである。

しかしそうはいっても『ブリュール』はペンによる命がけの戦いであつたらうから、それは当然ながら匿名の出版であつた。そのためにこの匿名氏の何人であるかについては当時から様々な憶測がなされたようであるが、真の作者がユスティであつたことは、これはもう疑問の余地のない事実である。すでに『ブリュール』の文体がそれを明瞭に物語っていたということのほかに、二、三証拠となる例を挙げておけば、ブリュールの悪政は『プサミティクス』のなかでも形を変えて描かれているし、『政治・経済論集』所収の小論「宰相は国家にとり有益であるやいなや」は、『ブリュール』を抽象し一つの学説に仕上げたものである。また『行政学詳論』では、一国の宰相、大臣に対する批判の正当性が主張されているばかりか、そこにはこのような一節も見受けられるのである。「ある権勢家が世論への一切の遠慮を放棄し、不正と悪意により多くの人民を不幸にしているようなとき、その悪意と不正に制肘を加えんとする純粹な意図にも出たものならば、彼に対する個人諷刺の作者は到底非難されえないどころか、むしろ市民社会のためにわが身を犠牲

に供する人物と見做されねばならない。純粹な意図に発し、立ち向うべき不正が大きく明白であるならば、これ以上に賞賛に値する行為を私は知らない。<sup>15)</sup>『ブリュール』、『読者への書簡』の作者ユステイの、これは正当なる自己正当化である。ザクセンの出身であり、その宮廷事情にも通じていたらしいユステイにとって、ブリュールの悪政ぶりはおそらく目にあまるものがあつたに違いない。

行政学者としても思想と出版の自由を擁護し、一国の独裁者の宰相に筆誅を加え自ら焚書の刑に処せられたユステイが、それではなせまた同じ時期に告発という手段によって『文学書簡』の発禁処分を求めたのか。ニコライはこう述べている。「ユステイは（アプトの書評に——引用者——）激怒した。しかし自己を弁護するには彼はもちろんあまりに無能力であつたために、きわめて陰險なやり方で復讐をしようとした。」<sup>16)</sup>なるほどユステイは「激怒」したかもしれない。彼の告発状から受ける印象では、学者としての正当な自尊心がいく分傲りに変質していた可能性もなくはない。しかしながら「無能力」ということがユステイを表わすのに適當でないことは、これはもはや確認するまでもなからう。あのモノダに関する懸賞論文から『ブリュール』にいたるまでの彼の著作活動がそれを十二分に証明している。『プサミティクス』の書評に関しては、告発状でユステイが言明しているように、彼は自己弁護の必要をさらさら認めなかつたのである。また、「陰險なやり方で復讐」というのも、かりにそれがニコライの流儀であつたにしてもユステイの流儀ではなかつた。彼は『文学書簡』に対してもやはりただ例の「検閲の三原則」を適用し、君主、国家、宗教及び学問世界にとり悪影響を及ぼしかねないという理由からそれを禁書に値すると判断し、告発に踏み切つたのである。ただし彼はそのため的事実の究明にあまり意を用いなかつた。ということは『文学書簡』はユステイにとってその程度の重要性し

かもっていなかったとも言えるのだが、いずれにせよそれは彼の落ち度であって弁解の余地はない。そして彼の禁書判断もやや性急のそしりを免れないだろう。しかし、にもかかわらずニコライのように、ユスティを「自由に思考する学者」の敵にしてしまつては、これまた性急な判断と呼ばざるをえない。「学者共和国にあつては、相手の著作を封じ込めようとするのはつねに恥ずべき卑劣な行爲と見做されてきた。そもそも学問上の論争の書に対し、それがいかに激烈なことばで書かれていようと、検閲官は決してその出版を禁止することはできない。……そう考えないならば、学者の自由と学問自体を抑圧することになるだろう。」<sup>(17)</sup>あるいは蛇足であつたかもしれないが、この引用文もユスティのことばである。

十八世紀ドイツの文芸批評史上、『文学書簡』が果たした積極的な役割、とりわけ批評の自由にとつてのそれはもちろん過少に評価すべきではない。またニコライ自身、啓蒙主義者としての彼の功績はこれまで以上に正當な評価がなされてしかるべきであらう。だが『文学書簡』に非難されるべき点はまっぴりなかつたかどうか。レッスンが素知らぬ顔で、彼とラムラーの編になる『ローガウ・寸鉄詩集』を『文学書簡』で書評し大いに推賞しているなどは微笑ましくあつても非難には当たらない。しかしアプトによれば、編集兼発行人のニコライは「dreiste Wahrheiten」<sup>(18)</sup>を筆にすること、これを『文学書簡』の基本方針とし、その徹底のために執筆仲間に対しつねにはっぱをかけていたらしいのである。Wahrheiten がいなかかる意味で dreist でありうるのか判然とはしないけれども、ともあれ『文学書簡』には、レッスンの書評をも含め、ときにはスキャンダラスなまでに刺激的な表現を用いた勇み足の、したがつてその評価においても穩当を欠く dreist な書評もなくなつたのである。『プサミティクス』の書評にしても、たとえそれが「学者共和国の自由」を逸脱してはいなかつたにせよ、やや dreist にすぎはしなかつたか。

本稿の主人公ユスティの場合、『文学書簡』の執筆陣がレッシング、ニコライ、メンデルスゾーン、アプトら、ベルリ  
ンの啓蒙主義者たちであったために、彼らの書評誌を禁書にしようとしたというただその一事でもって「保守的反啓蒙  
主義者」にされてしまった。しかしこれなどは文学研究者の一面的、図式的な誤った史的評価以外の何ものでもないで  
あろう。ユスティは保守・反動とはおよそ無縁の、当時としてはきわめて進歩的な学者、文人であり、少なくとも六〇  
年代初めの時点では、その影響力からしてもレッシング、ニコライ以上にスケールの大きい真正の実践的啓蒙主義者で  
あったのである。<sup>(9)</sup>

#### 注

- (1) ユスティのこの告発状“alleruntertänigste Anzeige”は Wolfgang Bender によって彼の編注になる Gotthold Ephraim Lessing: Briefe die neueste Literatur betreffend. Stuttgart 1972 (RUB 9339 [7]) のなか (S. 344-350) で初めて紹介された。ただ、そこではこの“Anzeige”の執筆年月日が一七六一年三月十日となっているが、これは一七六二年の誤りである。
- (2) Nicolaï, Friedrich: Verbot der *Literaturbriefe* in Berlin 1762. In: *Kritik ist überall, zumal in Deutschland, nötig* (Satiren und Schriften zur Literatur, hrsg. v. Wolfgang Albrecht, München 1987 (Bibliothek des 18. Jahrhunderts), S. 443-457.
- (3) Berghahn, Klaus L.: Von der klassizistischen zur klassischen Literaturkritik. In: *Geschichte der deutschen Literatur* (1730-1980), hrsg. v. Peter Uwe Hohendahl, Stuttgart 1985, S. 44.
- (4) Frensdorff, F.: Über das Leben und Schriften des Nationalökonomten J. H. G. von Justi Göttingen 1903 (Neudruck: *Glashütten in Taunus* 1970), S. 5. 参照: Frensdorff のこの実証的研究にもかかわらず、現在刊行中の *Neue Deutsche Biographie* によつて W. Killy 編の *Literatur-Lexikon* でもユスティの生年は一七二〇年とされている。
- (5) このことから推してレッシングがすでに当時ユスティを知っていたことは明らかなのだが、レッシングの全集中、彼に言及している箇所は皆無である。他方、ユスティは、六二年の告発状から窺えるように、どうもレッシングの存在すら知らなかった

- のではなからうか。なおついでながら、『若き学者』の主人公はユステイをモデルとしたものではもちろんなくて、懸賞論文に応募はしたが落選したある大学生であつたらしい。
- (6) Abbt, Thomas: Briefe die neueste Literatur betreffend, Xlter Theil, Berlin 1762, S. 255.
- (7) Abbt: a. a. O., S. 265f.
- (8) Deutsche Bibliothek der schönen Wissenschaften, hrsg. vom Herrn Geheimdenrath Klotz, 3. Stuck, Halle 1768, S. 114. 『文學書簡』同様、この書評誌も執筆者名を伏せてあるのを断定はできなげれども、'Dtisch'のサインがあるこの執筆者は當代一級の文章家、あの Friedrich Just Riedel ではないからうか。
- (9) Justi: Die Wirkungen und Folgen sowohl der wahren, als der falschen, Staatskunst in der Geschichte des Psammithicus Königes von Egypten und der damaligen Zeiten, 2. Theil, Frankfurt und Leipzig 1760. Vorrede の最終節。
- (10) ちなみに『文學書簡』の第二十二(一七六三)でもユステイの著作(『ヨーロッパの政治とアジマヤその他のいわゆる野蛮な政治との比較』)が取り上げられている。ところが、前年の発禁事件にもかかわらず、また『Psammithicus』の書評とは打つて變つて、ここではユステイに好意的な評価がなされている。ドイツではめづらしい「率直さ」から生まれる「男らしい文體」という点でユステイは成功して、いなくもなく、この著作に「満足」したとまで評者は言っているのである。この評者、ではだれであつたのか。『Psammithicus』の書評同様、田のサインがしてあるから、アプトと見做して間違いないであらう。とするとユステイに対するアプトの評価の、この極端なまでの揺れは一体どう解すればよいのか。ニコライはこの書評には一切触れていない。
- (11) Justi: Die Grundfeste zu der Macht und Glückseligkeit der Staaten: oder ausführliche Vorstellung der gesamten Policy=wissenschaft. Zweyter Band, Königsberg und Leipzig 1761, S. 56-66.
- (12) Justi: Die Grundfeste, S. 57.
- (13) Justi (anonym): Schreiben an das Publicum von dem Verfasser der Briefe, so unter dem Titel: Leben und Character des Grafen von Brühl, zum Vorschein gekommen, Hamburg und Leipzig 1760, S. 28.
- (14) Justi (anonym): Leben und Character des Königl. Pohnischen und Churfürstl. Sächsischen Premier=Ministers, Grafen von Brühl, in vertraulichen Briefen entworfen. Zweyter Theil 1761, Vorbericht S. XII.

- (15) Justi: Die Grundfeste, S. 53.
- (16) Nicolai: a. a. O., S. 450.
- (17) Justi: Die Grundfeste, S. 65f.
- (18) Abbt: Vermischte Schriften, 3. Theil, Frankfurt und Leipzig 1783, S. 55.
- (19) 一七六二年の發禁事件を正面から取り上げながら、しかも“Policey”-Wissenschaftler ホステッ、レッシングとはまったく違ったタイプではあるが重要な啓蒙主義者として評価してゐるのは、筆者の知るかぎり、Wolfgang Martens だけである。――  
 Martens: Literatur und “Policey” im Aufklärungszeitalter. Aufgaben sozialgeschichtlicher Literaturforschung. In: Germanisch-Romanische Monatsschrift N. F. Bd. 31 (1981), S. 404-419.